

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名






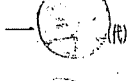


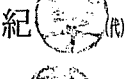

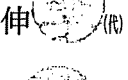

被告 国

準備書面(9)

平成22年11月5日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	子	
益	子	浩	志	
小	野	啓	一	
山	本	文	士	
安	部	憲	明	
舟	津	龍	一	
川	口	耕	一	
山	崎	智	章	
小	林	麻	紀	
岡	部	大	介	
小	川		伸	
篠	原	亮	子	

1 不開示理由1該当文書	7
(1) バーネット国務次官補代理の内話 (文書1684・乙第154号証, 番号195)	7
(2) 日韓交渉に関する対米折衝 (文書1687・乙331号証, 番号196)	8
(3) 日韓会談に関する対米折衝 (文書1688・乙第332号証, 番号197)	8
(4) 久保田代表・金公使会談 (文書1701・乙第333号証, 番号198)	9
(5) 日韓問題に関しアジア局長と柳参事官との会談 (文書1706・乙第334号証, 番号199)	10
(6) 日韓会談請求権関係の審議 (文書1735, 乙第335号証, 番号200)	11
(7) 日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点, 試算額 (文書1736・乙第336号証, 番号201)	11
(8) 日韓請求権処理に関する問題点 (討議用資料) (文書1740・乙第337号証, 番号202)	13
(9) 韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定 (文書1742・番号203)	14
(10) 対韓経済協力 (文書1743・乙第162号証, 番号204)	15
(11) 韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者, 軍人軍属, 文官恩給該当者数 (伊関局長指示事項) (文書1744・乙第338号証, 番号205)	16
(12) 請求権問題解決案 (文書1745・乙第339号証, 番号206)	17
(13) 日韓請求権交渉の今後の進め方 (文書1746・乙第340号証, 番号207)	17

(14) Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理 (討議資料) (文書 1747 ・乙第 341 号証, 番号 208)	19
(15) 対韓経済協力試案 (文書 1748・乙第 163 号証, 番号 209) ...	19
(16) 韓国側対日請求額に対する大蔵, 外務両省による査定の相違 (文書 17 49・乙第 342 号証, 番号 210)	20
(17) 一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議 (文書 1752・乙第 343 号証, 番号 211)	21
(18) 日・韓請求金額の査定 (文書 1755・乙第 344 号証, 番号 212)	22
(19) 日韓間の請求権問題 (小坂・崔外相会談用資料) (文書 1756・乙第 345 号証, 番号 213)	22
(20) 日韓間の請求権問題に関する発言要旨 (文書 1757・乙第号 346 証, 番号 214)	24
(21) 韓国請求権金額の査定 (文書 1758・乙第 347 号証, 番号 215)	24
(22) 在朝鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権 (文書 1759・番号 216)	25
(23) 韓国請求権金額の査定 (文書 1762・乙第 348 号証, 番号 217)	26
(24) 韓国に対する借款供与 (文書 1764・乙第 349 号証, 番号 218)	27
(25) 日韓請求権問題の処理方式 (文書 1765・乙第 350 号証, 番号 21 9)	28
(26) 日韓請求権問題の解決方法 (文書 1766・乙第 351 号証, 番号 22 0)	29
(27) 韓国の対日請求権 8 項のうち第 1 項より第 5 項までに対する日本側査定	

の説明（文書1767・乙第352号証，番号221）	29
(28) 対韓無償供与金額の現価（文書1769・乙第353号証，番号222）	31
(29) 日韓会談における請求権問題の解決方針（文書1770・乙第354号証，番号223）	31
(30) 対韓有償援助の供与（文書1771・乙第355号証，番号224）	32
(31) 韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案（文書1773・乙第356号証，番号225）	33
(32) 日韓の請求権の処理（文書1775・乙第357号証，番号226）	34
(33) 対韓焦付債権の処理方法（文書1779・乙第358号証，番号227）	35
(34) 日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証，番号228）	35
(35) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和36年）（文書1792・乙第165号証，番号229）	36
(36) 池田総理・ライシャワー大使会談（文書1795・乙第359号証，番号230）	37
(37) 日韓関係に関する在京米大使館の内話（文書1796・乙第167号証，番号231）	38
(38) 池田総理ハリマン国務次官補会談（文書1798・乙第168号証，番号232）	39
(39) 日韓問題に関するライシャウアー大使の内話（文書1799・乙第360号証，番号233）	40
(40) 小坂大臣・ライシャワー大使会談（文書1800・乙第361号証，番号234）	41
(41) 武内次官と米極東局長との会談（文書1801・乙第362号証，番号235）	41

(42) 大平大臣, ライシャウアー大使会談 (文書 1802・乙第363号証, 番号236)	42
(43) 在京米大使館からの情報(文書1806・乙第364号証, 番号237)	43
(44) 韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書180 9・乙第73号証, 番号238)	43
(45) 金中央情報部長訪日(文書1821・乙第175号証, 番号239)	44
(46) 大平外相と金韓国中央情報部長との会談 (第1回) (文書1824・乙 第75号証, 番号240)	45
(47) 第1次会談における日本側方針・協定案 (文書1835・乙第365号 証, 番号241)	46
(48) 大韓民国管轄権の限界(文書1839・乙第366号証, 番号242)	46
(49) 日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書184 1・乙第367号証, 番号243)	47
(50) 韓国基本関係についての省内打合・方針 (文書1847・乙第368号 証, 番号244)	48
(51) 韓国提案基本関係条約案 (文書1851・乙第78号証, 番号245)	49
(52) 日韓間の海底電線に関する案 (文書1857・乙第369号証, 番号2 46)	49
(53) 対日平和条約の朝鮮関係(文書1861・乙第370号証, 番号247)	50
(54) 日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙第371号証, 番号248)	51
(55) 日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙第79号証,	

番号249)	52
(56) 日韓会談等に関する在外公館への訓令(文書1877・乙第80号証, 番号250)	52
(57) 日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙第82号証, 番号25 1)	53
(58) 日韓国交正常化交渉の記録 総説九(文書1882・乙第83号証, 番 号252)	55
(59) 日韓請求権処理の問題点(文書1885・乙第372号証, 番号253)	56
(60) 対韓民間ベース経済協力方式(文書1892・乙第373号証, 番号2 54)	57
(61) 雑資料(文書1905・乙第374号証, 番号255)	58
(62) 日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲(文書1907・乙第37 5号証, 番号256)	59
(63) 日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録(文書191 4・乙第376号証, 番号257)	59
(64) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三(文書1915・乙第84号証, 番 号258)	62
(65) 日韓国交正常化交渉の記録 総説四(文書1916・乙第377号証, 番号259)	64

被告は、本件準備書面において、準備書面(1)ないし(8)に引き続き、外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

1 不開示理由1 該当文書

(1) バーネット国務次官補代理の内話（文書1684・乙第154号証，番号195）

ア 不開示情報の内容

文書1684（乙第154号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年9月15日付け「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」と題する内部文書であり、バーネット国務次官補代理と外務省アジア局長との間で行われた日韓会談に関する内話の概要が記載されている。

文書1684のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁（-3-）5行目から12行目までの約7行分であり、日本政府が経済協力として韓国側に対して供与する金額につき、韓国側から要求された具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1684の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された対韓経済協力の具体化案として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針である。

現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で

不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである（文書477において述べた不開示理由（平成22年6月30日付け被告準備書面(7)1(5)イ・11ページ）と同様である。）。

よって、文書1684（乙第154号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(2) 日韓交渉に関する対米折衝（文書1687・乙331号証，番号196）

ア 不開示情報の内容

文書1687（乙第331号証）は、在米武内大使から外務大臣あてに発信された昭和39年2月27日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文書等によって構成されており、日韓会談に関して日米間で行われた会談の設定過程及び概要並びに日韓交渉についての米国政府及び日本政府の各見解が記載されている。

文書1687のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、18頁（－18－）4行目、8行目及び15行目の3か所で、在米武内大使から外務大臣あてに発電された昭和39年9月18日付け「日韓問題に関するバーネット国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり、3か所とも同一内容であり、韓国との交渉過程において、韓国政府が経済協力として要求した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1687の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額が記載されており、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(3) 日韓会談に関する対米折衝（文書1688・乙第332号証，番号197）

ア 不開示情報の内容

文書1688（乙第332号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年2月28日付け「日韓会談に関する件」と題する電信案等によって構成されており、いずれも、在米武内大使あてに、日韓会談の進捗状況及び日韓交渉に関する米国側の所見等を報告した内容が記載されている。

文書1688のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、34頁（-34-）2行目から12行目までの約10行分であり、昭和39年9月16日付け「後宮アジア局長とバーネット国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり、日本の対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1688の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された、対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(4) 久保田代表・金公使会談（文書1701・乙第333号証，番号198）

ア 不開示情報の内容

文書1701（乙第333号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年7月22日付け「日韓会談に関する久保田・金非公式会談要旨」及び外務省アジア局第二課が作成した同年10月7日付け「久保田・金会談」と各題する内部文書によって構成されており、日本側首席代表久保田貫一郎と韓国側首席代表金溶植公使の非公式会談の内容並びに昭和28年10月6日から開始された第3次日韓会談の要旨及び第3次日韓会談の対処方針等が記載されている。

文書1701のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、15頁（-1

5一) 4行目から末行まで及び16頁(一15一に「次頁不開示」と記載されている部分)であり、請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1701の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(5) 日韓問題に関しアジア局長と柳参事官との会談(文書1706・乙第334号証, 番号199)

ア 不開示情報の内容

文書1706(乙第334号証)は、外務省アジア局が作成した昭和29年5月13日付け「日韓問題に関し柳参事官と会談の件」、同年7月9日付け、同年8月31日付け、同年9月14日付け、同月22日付け、同年10月22日付け、同月29日付け、同月30日付けの各「柳参事官と会談の件」及び同年12月24日付け「韓国代表部柳参事官と会談の件」と各題する複数の内部文書によって構成されており、日韓会談が中断されていた昭和29年5月から同年12月までの間に中川融外務省アジア局長と柳駐日韓国代表部参事官との間で複数回行われた日韓問題に関する会談の要旨が記載されている。

文書1706のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①37頁(一37一)5行目約1行分、②50頁(一50一)3行目から4行目までの約2行分、③63頁(一63一)6行目から7行目までの約2行分であり、いずれも請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1706の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定期目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(6) 日韓会談請求権関係の審議（文書1735，乙第335号証，番号200）

ア 不開示情報の内容

文書1735（乙第335号証）は、大蔵省理財局が作成した昭和37年1月8日付け「日韓会談請求権関係の審議について」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権8項目のうち韓国が具体的内容を説明した6項目の概要及びそれらに対する日本政府の見解が記載されている。

文書1735のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）3行目約1行分、②4頁（-4-）13行目及び15行目の各約1行分、③7頁（-7-）5行目から6行目までの約2行分及び11行目から12行目までの約2行分であり、いずれも韓国の対日請求権8項目中の特定期目に係る金銭請求について日本政府部内で試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1735の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権8項目中の特定の項目に関する日本政府部内の具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(7) 日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点，試算額（文書1736・乙第336号証，番号201）

ア 不開示情報の内容

文書1736（乙第336号証）は、大蔵省理財局及び外務省アジア局が

作成した昭和37年1月10日付け「日韓会談の請求権問題処理にあつての問題点」及び同日付け「韓国側対日請求額および大蔵省，外務省試算額」と各題する文書等により構成されており，財産・請求権問題における韓国側との交渉において問題となりうる事項の概要及び日本政府の対処方針等が記載されている。

文書1736のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 2頁（-2-）10行目から13行目までの約4行分，52頁（-46-）10行目から11行目の2行分

日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対処方針が記載されている。

- ② 8頁（-8-）ないし15頁（-15-）

昭和37年1月10日付け「韓国側対日請求額及び大蔵省，外務省試算額」と題する一覧表形式の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄を除いた部分

- ③ 17頁（-17-）ないし19頁（-19-）

昭和37年1月9日付け「韓国側対日請求額及び同査定（案）」と題する一覧表形式の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部を除いた部分

- ④ 20頁（-20-）ないし26頁（-26-）

上記「韓国側対日請求額及び同査定（案）」と題する一覧表形式の文書のうち「韓国側請求要項」欄及び表題部分を除いた部分

- ⑤ 27頁（-27-）ないし39頁（-37-）

「韓国側請求権（8項目）に関する韓国主張額と日本側調査額」と題する文書にあり，「韓国主張額」，「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分を除いた部分

- ⑥ 40頁ないし41頁（-37-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）
- ⑦ 42頁（-38-）の「韓国側主張額」を除いたその余の部分及び43頁及び44頁（-38-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）
- ⑧ 46頁（-40-）3か所，52頁（-46-）1か所，55頁（-49-）2か所，56頁（-50-）1か所，57頁（-51-）1か所，58頁（-52-）1か所

上記②から⑧の各不開示部分には，いずれも，韓国の対日請求権の各項目に関し，韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額及び試算方法及び対処方針等が詳細に記載されている。

イ 不開示理由

文書1736の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府部内で検討協議された具体的な試算額，詳細な試算過程及び対処方針であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(8) 日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）（文書1740・乙第337号証，番号202）

ア 不開示情報の内容

文書1740（乙第337号証）は，外務省条約局法規課が作成した昭和37年1月12日付け「日韓請求権処理問題に関する問題点（討議用資料）」と題する内部文書であり，財産・請求権問題における韓国と北朝鮮の関係，米国軍令33号及びサンフランシスコ平和条約第4条の解釈，国家承継理論の問題，漁業問題との関連，無償援助の性格等の各問題について日本政府の基本的立場を具体的に検討した内容等が記載されている。

文書1740のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりで

ある。

① 6頁（－6－）3行目から5行目までの約3行分

「米国解釈の問題」の項中にあり、「1945年8月現在の在朝鮮日本資産総額」について日本政府部内において試算した具体的な金額が記載されている。

② 7頁（－7－）中央右側の余白部分1か所

「米国解釈の問題」の項中にあり、日韓両国政府が米国解釈を「請求権交渉の基礎として受諾し、かつ、それが財産請求権の相互放棄を意味するものではない旨の了解を行っている。」との文章における「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分の趣旨について、日本政府の具体的な解釈が手書きで付加されている。

③ 11頁（－11－）3か所，12頁（－12－）3か所，13頁（－13－）2か所，16頁（－16－）下側の余白部分1か所

「韓国の対日請求要綱（概略説明）」における各要綱に対する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1740の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する在朝鮮日本資産総額の具体的な試算額，請求権放棄に関する日本政府の具体的な見解及び韓国の対日請求要綱に対する日本政府の具体的な対処方針であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(9) 韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定（文書1742・番号203）

ア 不開示情報の内容

文書1742（全部不開示）は，外務省アジア局北東アジア課が昭和37年1月26日付けで作成した11頁からなる内部文書であり，財産・請求権

問題に関する日本政府の全体的な処理方針、日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1742に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての日本政府の具体的な対処方針、見解及び試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(10) 対韓経済協力（文書1743・乙第162号証，番号204）

ア 不開示情報の内容

文書1743（乙第162号証）は、外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり、対韓経済協力の金額、資金源及び内容に関しての日本政府の方針が記載されている。

文書1743のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 3頁（-3-）下側欄外の余白部分1か所

対韓経済協力における融資方法について「国会の承認を経ず、行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との記載の趣旨について、その具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解ないし対処方策が手書きで付加されている。

② 13頁（-13-）4か所

対韓経済協力の一環として通信分野における項目について日本政府が資金供与を検討していた具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1743の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉にお

いて最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓経済協力に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び供与することが検討されていた具体的な金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(11) 韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数（伊関局長指示事項）（文書1744・乙第338号証，番号205）

ア 不開示情報の内容

文書1744（乙第338号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月30日付け「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数に関する件（伊関局長指示事項）」、同年2月9日付け「朝鮮人移入労務者数」と各題する内部文書により構成されており、朝鮮人徴用労務者、軍人軍属への見舞金及び軍人、文官への恩給の金額の算出の基礎となる該当人数の算出方法並びに政府部内で算出された具体的な該当人数と同問題に関する日本政府の見解と対処方針が記載されている。

文書1744のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 2頁2行目から末行まで、及び3頁ないし13頁（-2-に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分）まで

韓国一般請求権査定にあたり、徴用労務者及び軍人軍属、軍人及び文官の恩給の基礎となる該当人員数を算出した方法及び算出した具体的な人員数が記載されている。

- ② 15頁（-4-）、16頁（-5-）、17頁（-6-）、19頁（-8-）及び20頁（-9-）の各表表題を除く部分、16頁（-5-）の「備考1」の1か所及び18頁（-7-）1か所

日本政府部内で算出した朝鮮人徴用労務者数、朝鮮人労務者対日本動員数、移入朝鮮人労務者数、終戦時集団移入半島人数、朝鮮人軍人復員数及

び死亡者数及び朝鮮人関係文官恩給の金額具体的な試算額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1744の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における財産請求権の査定の根拠となる朝鮮人徴用労務者数、朝鮮人軍人復員数及び朝鮮人関係文官恩給の金額の算出方法及び算出された具体的な人数及び金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(12) 請求権問題解決案（文書1745・乙第339号証，番号206）

ア 不開示情報の内容

文書1745（乙第339号証）は、外務省アジア局が作成した「請求権問題解決案について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題について、国会及び国民の動向も考慮に入れた日本政府の対処方針が記載されている。

文書1745のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁（-2-）1か所、②3頁（-3-）2か所、③4頁（-4-）4か所、④5頁（-5-）2か所、⑤6頁（-6-）4か所、⑥7頁（-7-）1か所、⑦8頁（-8-）「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表の表題部分を除いた部分であり、いずれも財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1745の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決案として日本政府が韓国政府に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(13) 日韓請求権交渉の今後の進め方（文書1746・乙第340号証，番号2

07)

ア 不開示情報の内容

文書1746（乙第340号証）は、外務省アジア局が作成した昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権処理において、法的根拠のある請求と認められるものは極めて少額であるという見解を前提とした日本政府の韓国の対日請求権に対する対処方針等が記載されている。

文書1746のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 1頁（－1－）1か所

法的根拠のある請求と認められる請求の具体的な試算額が記載されている。

② 3頁（－3－）1行目から4行目までの約4行分

韓国人に対する恩給の支払について、恩給法の解釈を踏まえて具体的に検討した内容が記載されている。

③ 5頁（－5－）3行目から9行目までの約7行分

十分に法的根拠のある請求が極めて少額であるとの見解を排斥する事由の有無について具体的に検討した内容が記載されている。

④ 9頁（－9－）9行目から10頁（－10－）9行目まで

韓国の対日請求権の処理方法に関して日本政府の見解及び韓国との交渉における具体的な戦略が記載されている。

⑤ 11頁（－11－）「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表のうち表題部分及び具体的項目部分を除いた部分

財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1746の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解、対日請求権の具体的な試算額及び韓国との交渉戦略であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(14) Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理（討議資料）（文書1747・乙第341号証，番号208）

ア 不開示情報の内容

文書1747（乙第341号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和37年2月7日付け「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理（討議資料）」と題する内部文書であり、「Ex gratia 支払方式（＝法的義務の存在を前提とせず、好意により行われる支払）」による財産・請求権問題の解決に関しての日本政府の見解が記載されている。

文書1747のうち、不開示理由1に基づく不開示は、5頁（－5－）下側欄外の余白部分1か所であり、特定の請求権の処理において「Ex gratia 支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解が手書きで付加されている。

イ 不開示理由

文書1747の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決案の一つとして検討されていた「Ex gratia 支払方式」に関する日本政府の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(15) 対韓経済協力試案（文書1748・乙第163号証，番号209）

ア 不開示情報の内容

文書1748（乙第163号証）は、外務省経済協力部が昭和37年2月7日付けで作成した「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり、日本の対韓経済協力の金額及び条件、資金源、対象プロジェクトについての各試案

並びに試案に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1748のうち、不開示理由1に基づく不開示は、①14頁（-14-）4か所、②15頁（-15-）4か所、③16頁（-16-）1か所であり、いずれも「3対象プロジェクト(3)通信」の項にあり、対韓経済協力の一環として韓国における通信設備に供与を検討していた具体的な援助金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1748の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓経済協力において日本政府が供与を検討していた具体的な援助金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(16) 韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違（文書1749・乙第342号証，番号210）

ア 不開示情報の内容

文書1749（乙第342号証）は、外務省アジア局が昭和37年2月15日付けで作成した「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」と題する内部文書であり、大蔵省及び外務省による韓国の対日請求権の試算額及び試算方法が記載されている。

文書1749のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①1頁（-1-）2行目及び3行目の2か所、②4頁（-4-）「大蔵案」、「外務A案」、「外務B案」部分及び8行目から15行目の3か所、③5頁（-5-）「大蔵案」、「外務案」部分及び10行目1か所、④6頁（-6-）6か所、⑤7頁（-7-）見出し「死亡軍属年金」及び「軍属障害年金」を除く部分、⑥8頁（-8-）3か所、⑦9頁（-9-）8か所、⑧10頁（-10-）4か所、⑨11頁（-11-）4か所であり、いずれも韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が各試算した具体的な試算

額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1749の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関しての日本政府部内での具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(17) 一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議（文書1752・乙第343号証，番号211）

ア 不開示情報の内容

文書1752（乙第343号証）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年3月4日付けで作成した「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議について」と題する内部文書であり、一般請求権徴用者関係等専門委員会において、日韓間で財産・請求権問題について討議した内容が記載されている。

文書1752のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 2頁（-2-）3か所，3頁（-3-）2か所，6頁（-6-）4か所，7頁（-7-）3か所，8頁（-8-）2か所，15頁（-15-）5か所，17頁（-17-）1か所

いずれも財産・請求権問題について日本政府と韓国政府間において討議した中で双方が提示した具体的な金額が記載されている。

- ② 9頁（-9-）7か所，12頁（-12-）3か所，13頁（-13-）1か所

日本政府が韓国側に供与する金額の算出の基礎となる朝鮮人徴用労務者数，軍人軍属別の復員死亡者数，傷病軍人者数について日本政府が算出した具体的な該当人数が記載されている。

イ 不開示理由

文書1752の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の処理のために日本が韓国側に提示することを検討していた具体的な金額及び日本政府部内で算出された韓国側に供与する金額の基礎となる朝鮮人徴用労務者等の該当人数等が記載されており、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(18) 日・韓請求金額の査定（文書1755・乙第344号証，番号212）

ア 不開示情報の内容

文書1755（乙第344号証）は、外務省アジア局が作成した昭和37年2月9日付け及び同年3月10日付け「査定の基礎」と題する内部文書によって構成され、いずれも韓国の対日請求権の個別具体的な項目について日本政府部内で試算した具体的な金額及び試算方法が記載されている。

文書1755のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①1頁（-1-）ないし6頁（-6-）のうち見出し及び「内訳」部分を除く部分；②7頁（-7-）及び8頁（-8-）表のうちの「金額」部分であり、いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀、逓信局関係、送金返還関係、韓国人株主分配金及び有価証券関係等の項目について日本政府部内において試算した具体的な金額及び試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1755の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数項目について日本政府部内で試算した具体的な金額及び試算方法であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(19) 日韓間の請求権問題（小坂・崔外相会談用資料）（文書1756・乙第345号証，番号213）

ア 不開示情報の内容

文書1756（乙第345号証）は、外務省アジア局が作成した、昭和37年3月10日付け「冒頭の発言（案）」、同日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」、同日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」、同日付け「日韓請求権について（各論）（理財局修正案）」、同日付け「日韓間の請求権問題について（結論）（案）」と各題する内部文書により構成されており、第6次日韓会談期間中に行われた小坂外相と崔外相の会談の冒頭発言案及び請求権問題に関する日本政府の対処方針が記載されている。

文書1756のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①17頁（-17-）8行目から10行目までの約3行分、②18頁（-18-）5行目から6行目までの約2行分及び9行目から10行目までの約2行分、③19頁（-19-）5行目から7行目までの約3行分、④20頁（-20-）5行目約1行分、⑤21頁（-21-）18行目1行分及び22頁（-21-に「次頁不開示」と記載されてる部分）、⑥24頁（-23-）6行目から8行目までの約3行分及び12行目から13行目までの約2行分、⑦25頁（-24-）5行目から6行目までの約2行分、⑧30頁（-29-）7行目から末行までの約4行分、⑨31頁（-30-）6行目1行分、⑩32頁（-31-）4行目から6行目までの約3行分、⑪36頁（-35-）6行目から末行までの約2行分、⑫37頁（-36-）5行目から6行目までの約2行分であり、韓国の対日請求権8項目のうち韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1756の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定の項目に関して日本政府が韓国側に提示した具体的な取扱い及び日

本政府部内で検討した具体的方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(20) 日韓間の請求権問題に関する発言要旨（文書1757・乙第号346証，番号214）

ア 不開示情報の内容

文書1757（乙第348号証）は、外務省が作成した昭和37年3月12日付け「日韓間の請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨」、同日付け「日韓間の請求権問題に関する宮川代表発言要旨」と各題する内部文書であり、第6次日韓会談期間中に行われた小坂外相と崔外相の会談における小坂外相の発言要旨及び韓国側の具体的請求項目に対する日本側の見解が各記載されている。

文書1757のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①13頁（-13-）7行目から10行目までの約4行分、②14頁（-14-）6行目1行分、③15頁（-15-）4行目から6行目までの約3行分、④19頁（-19-）6行目から末行までの約2行分、⑤20頁（-20-）5行目から6行目までの約2行分であり、韓国の対日請求権8項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1757の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定の項目に関する日本政府の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(21) 韓国請求権金額の査定（文書1758・乙第347号証，番号215）

（なお、被告準備書面(1)添付の不開示理由文書目録において「請求献金額」とあるのは誤記である。）

ア 不開示情報の内容

文書1758（乙第347号証）は、外務省が作成した昭和37年3月13日付け「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表、同年3月14日付け「査定の基礎」と題する内部文書、同日付「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表により構成されており、韓国の対日請求権の複数の項目における金額について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

文書1758のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 1頁（-1-）

「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分（「項目」欄、「A案」、「B案」、「C案」、「大蔵案」及び「韓国側請求額」）を除いた部分

② 2頁（-2-）ないし4頁（-4-）

「査定の基礎」と題する文書中にあり、「項目」及び「内訳」を除いた部分

③ 5頁（-5-）

「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄
いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀、逓信局関係、送金返還関係、韓国人株主分配金及び有価証券関係等の各項目について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1758の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目に関しての日本政府部内での具体的な試算額及び試算方法であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(22) 在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権（文書1759・番号216）

ア 不開示情報の内容

文書1759（全部不開示）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年5月に作成した8頁からなる内部文書であり、在朝鮮日本財産及び日本の対朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1759に記載された情報は、北朝鮮との間の財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(23) 韓国請求権金額の査定（文書1762・乙第348号証，番号217）

（なお、被告準備書面(1)添付の不開示理由文書目録において「請求献金額」とあるのは誤記である。）

ア 不開示情報の内容

文書1762（乙第348号証）は、外務省が作成した「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表等により構成されており、韓国の対日請求権のうち、地金銀、逋信局関係、送金返還関係、閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

文書1762のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 1頁（-1-）

「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分、具体的項目欄、韓国側請求額欄を除いた部分

韓国の対日請求権のうち、地金銀、逋信局関係、送金返還関係、閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政

府部内において試算された具体的な金額が記載されている。

- ② 2頁ないし15頁（－1－に「次頁以下14頁不開示」と記載されている部分、なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録及び「行政文書の開示請求に係る決定について」平成20年5月9日付け情報公開第01102号(甲第86号証)で、文書1762における、不開示理由1による不開示部分が「1頁目、15頁目」と記載されているのは誤記であるから訂正する。)

「韓国請求権金額の査定」の注釈ないし説明を内容とする文書であり、上記①に記載されている韓国の対日請求権の各項目の試算額の具体的な試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1762の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目に関して日本政府部内で検討した具体的試算額及び試算方法であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(24) 韓国に対する借款供与(文書1764・乙第349号証、番号218)

ア 不開示情報の内容

文書1764(乙第349号証)は、外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和37年8月16日付け「韓国に対する借款供与の件」と題する内部文書、同年8月17日付けで経済協力局政策課が作成した「わが国の行なった主な信用供与条件」及び同日付けで賠償部調整課が作成した「我が国が行った賠償以外の無償供与案件」と題する各一覧表によって構成されており、韓国への借款の規模及び借款を行う条件の検討並びに日本及び欧米諸国による他国への借款の概要が記載されている。

文書1764のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁(－1－)2か所のみであり、「韓国に対する借款供与の件」と題する文書中にあり、

対韓経済協力の一部として韓国に供与することが検討されていた借款の具体的な金額が記載されている。

なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録及び「行政文書の開示請求に係る決定について」平成20年5月9日付け情報公開第01102号(甲第86号証)で、文書1764における、不開示理由1による不開示部分が「1頁目、2～15頁」と記載されているのは誤記であるから訂正する。

なお、15頁(－15－)に2か所存在する不開示部分は、「わが国の行った主な信用供与条件」と題する一覧表中の「社名」という項目欄に記載された法人名であり、情報公開法5条2号に該当する不開示情報であって、本件訴訟の対象外である。

イ 不開示理由

文書1764の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応策として検討していた対韓経済協力の一部として韓国側に供与することが検討されていた借款の具体的な金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(25) 日韓請求権問題の処理方式(文書1765・乙第350号証, 番号219)

ア 不開示情報の内容

文書1765(乙第350号証)は、外務省条約局法規課が昭和37年8月23日付けで作成した「日韓請求権問題の処理方式」と題する内部文書であり、韓国の請求権放棄と日本の対韓経済援助の組み合わせ方式による解決策について日本政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1765のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①1頁(－1－)9行目から末行までの7行分、②2頁ないし13頁(－1－に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分)であり、いずれも日本政府が検討していた代案及びその処理方針の策定過程等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書 1765 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決策として日本政府部内で検討していた複数の具体的な案であり、その不開示理由は文書 1684 で述べた不開示理由と同様である。

(26) 日韓請求権問題の解決方法(文書 1766・乙第 351 号証, 番号 220)

ア 不開示情報の内容

文書 1766 (乙第 351 号証) は、外務省アジア局長が昭和 37 年 8 月 31 日付けで作成した「日韓請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり、アジア局長と崔英沢駐日韓国代表部参事官との非公式会談において、韓国から提示された日本政府に対する具体的な要求金額を前提として、日本側が対韓経済協力として提示する具体的金額を日本政府部内で検討した内容及び交渉戦略等が記載されている。

文書 1766 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、2 頁(−2−) 13 行目から 3 頁(−3−) 9 行目までであり、韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1766 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策として検討していた対韓経済協力に関する日本政府の具体的な交渉戦略であり、その不開示理由は文書 1684 で述べた不開示理由と同様である。

(27) 韓国の対日請求権 8 項のうち第 1 項より第 5 項までに対する日本側査定の説明(文書 1767・乙第 352 号証, 番号 221)

ア 不開示情報の内容

文書 1767 (乙第 352 号証) は、外務省アジア局北東アジア課が昭和 37 年 9 月 24 日付けで作成した「韓国の対日請求権 8 項目のうち第 1 項よ

り第5項までに対する日本側査定の説明」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権のうち、地金銀及び朝鮮総督府等に関係する請求権に関して日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記載されている。

文書1767のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 1頁(−1−)10行目から末行まで、及び2頁ないし12頁(−1−に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分)

韓国の主張する対日請求権8項目のうち、郵便貯金、振替貯金、郵便為替及び簡易生命保険等の逋信局関係の請求権について日本政府部内で試算した具体的な金額及び試算方法が記載されている。

- ② 13頁(−2−)4行目から11行目までの8行分

韓国の主張する対日請求権8項目のうち、旧韓国人株主に対する閉鎖機関及び在外会社の残余財産関係の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている

- ③ 13頁(−2−)末行及び14頁ないし16頁(−2−に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)、17頁(−3−)2行目から9行目まで、17頁(−3−)11行目から18頁(−4−)8行目まで、18頁(−4−)10行目から15行目まで、19頁ないし27頁(−4−に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分)及び28頁(−5−)1行目から6行目まで、28頁(−5−)8行目から11行目まで、29頁ないし33頁(−5−に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)及び34頁(−6−)1行目から11行目まで

いずれも韓国の主張する対日請求権8項目のうちの有価証券、日本系通貨、韓国人被徴用者未収金、被徴用者補償金等の請求権について、日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1767の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目に関して日本政府部内で検討した具体的な試算額及び試算方法であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(28) 対韓無償供与金額の現価（文書1769・乙第353号証，番号222）

ア 不開示情報の内容

文書1769（乙第353号証）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月9日付けで作成した「対韓無償供与金額の現価について」と題する内部文書であり、対韓経済協力において無償供与する金額についての年6%で複利計算を行った場合の現価計算の経過等が記載されている。

文書1769のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁（-1-）13行目から2頁（-2-）1行目まで及び2頁（-2-）3行目から7行目までの約5行分であり、無償供与の規模が2.5億ドル及び3億ドルである場合において日本政府が各供与する金額の現価が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1769の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた対韓経済協力において日本が無償供与する金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(29) 日韓会談における請求権問題の解決方針（文書1770・乙第354号証，番号223）

ア 不開示情報の内容

文書1770（乙第354号証）は、外務省アジア局が昭和37年10月

24日付けで作成した「日韓会談における請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり、第6回日韓会談において、財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討していた複数の提案の概要及びその解説が記載されている。

文書1770のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 2頁（-2-）3行目から末行まで並びに3頁及び4頁（-2-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）

日本政府が韓国側に提案する第一案に関する詳細な解説及び見解並びに第一案を提示する交渉上の利点が記載されている。

- ② 5頁（-3-）8行目から15行目まで、6頁（-3-に「次頁不開示」と記載されている部分）及び7頁（-4-）1行目から8行目まで

日本政府が韓国側に提案する第二案に関する詳細な解説及び見解並びに第二案を提示する交渉上の利点が記載されている。

- ③ 8頁（-4-に「次頁不開示」と記載されている部分）

日本政府が韓国側に提案する第三案に関する解説及び見解並びに第三案を提示する交渉上の利点が記載されている。

イ 不開示理由

文書1770の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(30) 対韓有償援助の供与（文書1771・乙第355号証，番号224）

ア 不開示情報の内容

文書1771（乙第355号証）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月25日付けで作成した「対韓有償援助の供与について」と題す

る内部文書であり，韓国への長期低金利借款を拠出する機関の検討が記載されている。

文書1771のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，①2頁（－2－）7か所，②3頁（－3－）2か所であり，韓国への長期低金利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金について，拠出可能な金額及び借款の利率が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1771の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた対韓経済協力における，韓国への長期低金利借款の実施機関の拠出可能な金額及び借款の利率であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(31) 韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案(文書1773・乙第356号証，番号225)

ア 不開示情報の内容

文書1773（乙第356号証）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月22日付け「韓国に対する無償供与及び長期低金利借款の支払方法に関する一試案」と題する内部文書であり，日本政府が韓国に支払う無償資金供与の実質支払額及び名目上の支払額，長期低金利借款の支払い方法について政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1773のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

- ① 1頁（－1－）9行目から17行目まで，1頁（－1－）19行目から20行目まで，及び2頁（－1－に「次頁不開示」と記載されている部分）

日本政府が無償供与として韓国に支払う実質支払額及び名目上の支払額を具体的に試算した金額，具体的な実施方法案が記載されている。

- ② 3頁(−2−)3行目から末行まで並びに4頁及び5頁(−2−に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

日本政府が長期低金利借款として韓国に供与する金額について、具体的に試算した金額及び毎年の元利返済額、具体的な実施方法案が記載されている。

イ 不開示理由

文書1773の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた無償供与及び長期低金利借款の具体的な試算額及び実施方法案であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(32) 日韓の請求権の処理 (文書1775・乙第357号証, 番号226)

ア 不開示情報の内容

文書1775(乙第357号証)は、大蔵省理財局が昭和37年12月に作成した日韓請求権処理に関する内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題の処理について日本政府の解決策を検討して抽出された複数の問題点を指摘し、検討した内容が手書きで記載されている。

文書1775のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は1頁及び2頁(−1−に「前2頁不開示」と記載されている部分)であり、日韓間の財産・請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1775の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決策とされた請求権の相互放棄を採った場合に生じる複数の問題点について日本政府部内で検討した具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理

由と同様である。

(33) 対韓焦付債権の処理方法（文書1779・乙第358号証，番号227）

ア 不開示情報の内容

文書1779（乙第358号証）は，外務省アジア局が昭和37年12月15日付けで作成した「対韓焦付債権の処理方法」と題する内部文書であり，日本が韓国に対して有する焦付債権の概要，無償供与との関連における焦付債権の処理方式及び延滞利子の問題に関して日本政府が検討した内容が具体的に記載されている。

文書1779のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

- ① 3頁（-3-）10行目から末行まで及び4頁ないし6頁（-3-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）

韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し，無償供与との関連において検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略が記載されている。

- ② 7頁（-4-）5行目から末行まで及び8頁（-4-に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適當であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1779の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓焦付債権及び延滞利子の処理について日本政府内で検討した具体的な見解及び対処方針であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(34) 日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証，番号228）

ア 不開示情報の内容

文書1787（乙第72号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」、「日韓会談における日本側の立場」、昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」、同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」、同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」、同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」、同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」及び同省情報文化局国内広報課が作成した同年2月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と各題する内部文書等により構成されており、日韓会談における日本政府の一般的な交渉方針、第6次日韓会談の時点で最重要懸案事項であった問題の概要及び日本政府の見解等が記載されている。

文書1787のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、72頁（－72－）18行目から73頁（－73－）4行目までであり、上記「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書の「3. 請求権問題関係」の項目中にあり、韓国と北朝鮮との関係に留意した上での日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1787の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における問題点の一つである北朝鮮との関係についての日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(35) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和36年）（文書1792・乙第165号証，番号229）

ア 不開示情報の内容

文書1792（乙第165号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成

した複数の内部文書によって構成されており、韓国の情勢及び韓国における日韓交渉や日韓国交正常化に対する評価等に関して在京米国大使館書記官から聴取した記録が記載されている。

文書1792のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 102頁（-102-）2行目から7行目まで

昭和36年10月12日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書の「Ⅱ 日韓関係」の項目中にあり、財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

② 122頁（-122-）2か所，123頁（-123-）11行目から124頁（-124-）1行目まで

同年12月6日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」と題する文書の「1 日韓請求権問題」の項目中にあり、財産・請求権問題における韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1792の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本政府の具体的な交渉戦略及び韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(36) 池田総理・ライシャワー大使会談（文書1795・乙第359号証，番号230）

ア 不開示情報の内容

文書1795（乙第359号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成

した昭和37年1月5日付け「池田総理・ライシャワー大使会談要旨」と題する内部文書であり、池田総理ほかの政府高官がライシャワー大使と日韓会談の進捗状況及び今後の見通しに関して協議した会談の要旨が記載されている。

文書1795のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 5頁（－5－）2行目から5行目までの約4行分

池田総理の発言内容中にあり、裴韓国首席代表の韓国の対日請求金額についての発言に応じ、日本政府が韓国に請求権として支払う金額について具体的な金額を示して説明した内容が記載されている。

② 5頁（－5－）9行目から10行目までの約2行分、6頁（－6－）6行目から7行目までの約2行分

伊関局長の発言中にあり、韓国の対日請求権における要求内容について日本政府の具体的な解釈及び見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1795の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国側が提示した具体的な金額を前提として、日本政府が韓国側に供与することを検討していた具体的な金額、韓国側の要求に対する日本政府の具体的な解釈及び見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(37) 日韓関係に関する在京米大使館の内話（文書1796・乙第167号証、番号231）

ア 不開示情報の内容

文書1796（乙第167号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月5日付け「池田総理、ライシャワー大使会談に関する米大使館員の内話の件」、同年1月12日付け「日韓関係に関する在京米大使

館の内話の件」，同年2月7日付け「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」，同年3月19日付け「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と各題する内部文書等により構成されており，日韓における財産・請求権問題に対する米国政府の対応，見解及び要望等について日本政府が解釈した内容等が記載されている。

文書1796のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

① 24頁（-22-）3行目から4行目までの約2行分

「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と題する文書にあり，
斐韓国大使が提示した請求権の金額に対し，日本政府が韓国に提示することを検討していた具体的な金額が記載されている。

② 25頁（-23-）8行目から9行目までの約2行分

日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1796の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応として日本政府が韓国側に供与することを検討していた具体的な金額及び日本政府が韓国側に提示した金額に対する米国政府の見解であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(38) 池田総理ハリマン国務次官補会談（文書1798・乙第168号証，番号232）

ア 不開示情報の内容

文書1798（乙168号証）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年3月19日付け「池田総理ハリマン国務次官補会談に関する件」，同年3月14日付け「ハリマン国務次官補との会談用資料」と各題す

る内部文書であり，第6次日韓会談期間中に行われた池田総理とハリマン国務次官補との会談の要旨及び会談用資料が記載されている。

文書1798のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

① 10頁（－10－）5行目から6行目までの約2行分

終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額が記載されている。

② 11頁（－11－）6行目から9行目までの4行分

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1798の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の対韓請求権の一部に関しての日本政府の具体的な試算額及び対韓経済協力の実施についての日本政府の具体的な対処方針であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(39) 日韓問題に関するライシャワー大使の内話（文書1799・乙第360号証，番号233）

ア 不開示情報の内容

文書1799（乙第360号証）は，外務省アメリカ局北米課が昭和37年4月17日付けで作成した「日韓問題に関するライシャワー大使の内話」と題する内部文書であり，ライシャワー大使主催の晩餐会における同大使及びレンハート公使の発言の要旨が記載されている。

文書1799のうち不開示理由1に基づく不開示部分は，4頁（－4－）3行目から6行目までの約4行分及び8行目の1か所であり，米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1799 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略であり、その不開示理由は文書 1684 で述べた不開示理由と同様である。

(40) 小坂大臣・ライシャワー大使会談(文書 1800・乙第 361 号証, 番号 234)

ア 不開示情報の内容

文書 1800 (乙第 361 号証) は、外務省アジア局北東アジア課が昭和 37 年 4 月 17 日付けで作成した「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」と題する内部文書であり、日韓関係に関する会談の要旨が記載されている。

文書 1800 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、① 5 頁 (一 5 一) 2 か所、② 6 頁 (一 6 一) 2 か所であり、財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1800 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額であり、その不開示理由は文書 1684 で述べた不開示理由と同様である。

(41) 武内次官と米極東局長との会談(文書 1801・乙第 362 号証, 番号 235)

ア 不開示情報の内容

文書 1801 (乙第 362 号証) は、外務省経済協力局経済協力課が昭和 37 年 6 月 8 日付けで作成した「武内次官と米国 AID Janow 極東局長との会談に関する件」、外務省アジア局北東アジア課が同日付けで作成した「韓

国問題に関するジェノ－米国国際開発局副長官補の談話の件」と題する内部文書であり、武内次官、甲斐経済局長等とジェノ－米国極東局長との間でされた韓国の経済情勢及び韓国への経済協力に関する会談の記録が記載されている。

文書1801のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、13頁（－13－）1か所であり、「武内次官と米国 AID Janow 極東局長との会談に関する件」と題する文書の武内次官の発言中にあり、韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率が記載されている。

イ 不開示理由

文書1801の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関の日本政府部内において検討した具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(42) 大平大臣、ライシャウアー大使会談（文書1802・乙第363号証、番号236）

ア 不開示情報の内容

文書1802（乙第363号証）は、外務省アメリカ局が昭和37年7月31日付けで作成した「大使、ライシャウアー大使会談の件（日韓関係）」と題する内部文書であり、日韓会談の進捗状況及び日韓会談の進め方の方針に関して大平大臣がライシャウアー大使と協議した会談内容が記載されている。

文書1802のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①4頁（－4－）の1か所、②5頁（－5－）5行目から7行目までの約3行分であり、いずれも財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う対日請求権の額として具体的に提示した金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1802の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う請求権の金額として提示した具体的な金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(43) 在京米大使館からの情報(文書1806・乙第364号証, 番号237)

ア 不開示情報の内容

文書1806(乙第364号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年8月28日付け「日韓予備交渉に関する米側情報」、同年9月1日付け及び同月4日付け各「日韓会談に関する米側情報」、同月26日付け「日韓交渉に関し在京米大使館員の内話に関する件」と各題する内部文書等により構成されており、米国大使館書記官から提供された日韓会談における韓国側の交渉態度及び韓国側の要望に関する情報等が記載されている。

文書1806のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁(-2-)2か所であり、「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する文書にあり、財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払うものとして提示した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1806の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払う請求権の金額として提示した具体的な金額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(44) 韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809・乙第73号証, 番号238)

ア 不開示情報の内容

文書1809(乙第73号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月25日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する

内部文書，外務省アジア局長が作成した同年3月6日付け「韓国政情に関する米国大使館エマソン公使の連絡要旨」と題する内部文書，同月8日に後宮局長がエマソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と各題する内部文書等により構成されており，米国大使館の書記官から提供された韓国国内の政情に関するの情報並びに第6次日韓日韓会談時点での日韓両国の了解事項及び懸案事項の概要が記載されている。

文書1809のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，13頁（-13-）21行目ないし22行目までの約半行分であり，「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書にあり，日本の在韓国財産の価額について政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1809の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の在韓国財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(45) 金中央情報部長訪日(文書1821・乙第175号証，番号239)

ア 不開示情報の内容

文書1821（乙第175号証）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月5日付け「金鍾泌韓国中央情報部長より池田総理との会見希望申入れの件」，同局が作成した同月21日付け「池田総理，金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する内部文書等により構成されており，池田総と金鍾泌韓国中央情報部長との間で行われた，財産・請求権問題の処理方針に関する会談の記録が記載されている。

文書1821のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，23頁（-2

3-1) 5行目から末行及び24頁(-24-) 1行目並びに49頁(-49-)
-1) 2行目から8行目までの約7行分(同一内容)であり、韓国の対日請求権の根拠について、池田総理が証拠書類がないものがあるとして例示した具体的な請求権が記載されている。

イ 不開示理由

文書1821の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の根拠に関する日本政府の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(46) 大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回)(文書1824・乙第75号証, 番号240)

ア 不開示情報の内容

文書1824(乙第75号証)は、外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」, 同月26日付け「大平大臣・金鍾泌部長会談(10月20日)の内容確認作業の結果について」と各題する内部文書等により構成されており、日韓会談の妥結に向けて大平大臣と金鍾泌部長との間で行われた財産・請求権問題, 漁業問題及び船舶問題等の懸案事項に関しての会談の記録が記載されている。

文書1824のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①4頁(-4-)
-1) 枠外1か所, ②88頁(-87-) 1か所, ③98頁(-97-) 10
行目から99頁(-98-) 1行目まで, ④99頁(-98-) 9行目から
100頁(-99-) 1行目までであり、いずれも、「大平・金会談(10
月20日)の結果に関する伊関局長のコメント」と題する文書にあり、請求
権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的
な方針並びにこれに関する伊関局長の説明が記載されている。

イ 不開示理由

文書1824の不開示部分に記載された情報は、財産・請求権問題の解決策の一つとして検討されていた対韓経済協力の実施についての日本政府の具体的な見解及び具体的な方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(47) 第1次会談における日本側方針・協定案（文書1835・乙第365号証，番号241）

ア 不開示情報の内容

文書1835（乙第365号証）は、外務省が作成した昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」、外務省アジア局第二課が作成した同年12月23日付け「日韓和親条約要綱（第一案）」と各題する内部文書等により構成されており、将来的に締結される日韓間の基本条約の草案，起案する際に問題となる点の概要及び草案に対して関係者から提示された意見が記載されている。

文書1835のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、98頁ないし106頁（-97-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）であり、外務省が作成した日韓間の友好条約の草案に対して通産省，大蔵省及び運輸省より提示された具体的な意見及び提案並びにそれらの意見並びに提案に対する外務省の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1835の不開示部分に記載された情報は、日韓間の基本条約の草案に対する関係各省の具体的な意見及び提案並びにそれらの意見及び提案に対する外務省の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(48) 大韓民国管轄権の限界（文書1839・乙第366号証，番号242）

ア 不開示情報の内容

文書1839（乙第366号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和35年10月10日付け及び同月20日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」、同月27日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点IV）」と各題する内部文書によって構成されており、朝鮮半島における韓国政府の法的地位に関するサンフランシスコ平和条約及び国連総会決議等を考慮した上での日本政府の考察が記載されている。

文書1839のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、35頁（－35－）14行目から15行目までの約2行分であり、韓国の対日請求権のうちの特定期目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1839の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定期目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(49) 日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書1841・乙第367号証, 番号243)

ア 不開示情報の内容

文書1841（乙第367号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」、昭和37年3月10日付け「韓国の地位に関する補足説明」と各題する内部文書等により記載されており、韓国の法的地位問題、財産・請求権問題及び在日韓国人の国籍問題に関しての日本政府の見解並びに対処方針が記載されている。

文書1841のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①15頁（－15－）3行目から8行目までの約6行分、②15頁（－15－）9行目の1か所、③15頁（－15－）16行目から末行まで及び16頁（－15－

に「次頁不開示」と記載されている部分)であり、「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と題する文書の「2 財産及び請求権問題」の項目中にあり、韓国の対日請求権の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1841の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(50) 韓国基本関係についての省内打合・方針 (文書1847・乙第368号証, 番号244)

ア 不開示情報の内容

文書1847(乙第368号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年4月11日付け「基本関係問題(日韓会談)」, 同月15日付け及び同年4月20日付け各「日韓会談基本関係問題」, 同省条約局法規課が作成した同年4月14日付け「日韓基本関係問題の処理方針(案)」と各題する内部文書により構成されており、将来的に締結されうる日韓間の基本条約について条約局とアジア局との間で協議した内容及び基本条約の内容に関する日本政府の方針が記載されている。

文書1847のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、32頁(−32−)8行目から33頁(−33−)2行目までであり、「日韓会談基本関係問題」と題する文書にあり、韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1847の不開示部分に記載された情報は、日韓において締結される

条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれに対する日本政府の対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(51) 韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙第78号証，番号245）

ア 不開示情報の内容

文書1851（乙第78号証）は、外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」と題する内部文書等により構成されており、日韓間の基本関係に関する合意文書について日韓両国の提案内容が記載されている。

文書1851のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、20頁（-20-）下側の余白の一番左の部分1か所であり、「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」と題する文書にあり、日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1851の不開示部分に記載された情報は、日韓間の基本関係に関する合意文書の作成の際に問題となった日本の在外財産の一部をなす海底電線の処理に関する日本政府の具体的な見解であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(52) 日韓間の海底電線に関する案（文書1857・乙第369号証，番号246）

ア 不開示情報の内容

文書1857（乙第369号証）は、外務省が作成した「日本国との平和条約第二十一条および第四条cに基づく、日本国と大韓民国とを結ぶ海底電線の二等分に関する取極(案)」，昭和40年11月24日付け「日韓ケ一

ブル使用料に関連する諸問題について」と各題する内部文書等により構成されており、日韓間の海底電線の帰属及び処理に関しての日本政府の対処方針及び日韓間での協議の概要が記載されている。

文書1857のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、5頁(－5－)「在外資産調査(注：かっこ内は判読不能)」と題する一覧表の「所属」欄に記載された法人名及び「資産価額」欄に記載された数字であり、日本の在韓国財産の一部をなす海底ケーブルについて日本政府部内で検討、試算した具体的な金額等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1857の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の在韓国財産に関する日本政府部内での具体的な試算額等であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(53) 対日平和条約の朝鮮関係(文書1861・乙第370号証、番号247)

ア 不開示情報の内容

文書1861(乙第370号証)は、外務省アジア局第二課が作成した「条約局長に対する依頼事項」、外務省経済局経済課が作成した昭和25年9月25日付け「日本の在外財産」と各題する内部文書等により構成されており、文書1861のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 6頁(－6－)5か所及び7頁(－7－)4か所

日本の在外財産の総額及び地域別の総額の比率について日本政府部内で検討、試算した具体的な金額が記載されている。

② 8頁(－8－)の「昭和23年12月10日調 在外財産調査会」と題する一覧表の表題部分を除いた部分及び9頁(－9－)「在外財産推定一覧表(個人資産及び陸海軍財産を除く)」と題する一覧表の「民有企業所

有」(「不動産」,「動産」,「その他」及び「合計」)欄に記載された具体的な数字

日本の在外資産の国有・私有別,地域別及び品目別の総額及び比率について日本政府部内で検討,試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1861の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の在外財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり,その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(54) 日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙第371号証,番号248)

ア 不開示情報の内容

文書1863(乙第371号証)は,外務省政務局経済課が昭和25年4月8日付けで作成した「日韓船舶協定について」,同年5月12日付け「日韓貿易及び金融協定並びに海運協定妥結の件」と各題する内部文書等により構成されており,日韓船舶協定及び日韓通商協定の概要並びに締結過程が記載されている。

文書1863のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

① 27頁ないし33頁(−26−に「次頁以下7頁」と記載されている部分)

昭和25年4月に発効した日韓通商協定について通産省が行った解説であり,成立経緯,金融協定,貿易協定等日韓通商に関する日本政府の具体的な解釈あるいは対応方針が記載されている。

② 50頁及び51頁(−42−に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する日本政府の具体的な対応方針が記載されている。

- ③ 60頁ないし62頁（-50-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）

日韓通商協定に基づいて昭和26年4月に日韓間において合意された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府の解釈ないし見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1863の不開示部分に記載された情報は、日韓通商協定、同協定に基づいて日韓間において合意された貿易協定及び貿易計画の具体的な内容、これに対する日本政府の対応方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

- (55) 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証，番号249）

文書1876（乙第79号証）は、平成20年5月9日付け「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（情報公開第01177号，甲第93号証）において、20頁（-20-）を不開示理由1に基づく不開示部分としているが、当該不開示部分に記載されている情報は、昭和35年3月13日に井口大使と会食した特定の個人の氏名及び肩書き等の個人の属性であり、同情報は、法5条3号ではなく、法5条1号に該当する情報であって、本件訴訟の対象外である。

- (56) 日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証，番号250）

ア 不開示情報の内容

文書1877（乙第80号証）は、昭和28年11月6日付け「日韓会談の件」、昭和32年5月27日付け「日韓予備に会談に関する件」、同年6

月27日付け「日韓交渉に関する件」、同年10月22日付け「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と各題する複数の電信文により構成されており、各国駐在大使あてに発信された日韓会談の進捗状況及び会談の概要等の報告及びこれに対する各国駐在大使から返信された見解等が記載されている。

文書1877のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁(ー1ー)約2行分であり、外務大臣から駐英大使あてに発信された「日韓会談の件」と題する電信文にあり、韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1877の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(57) 日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙第82号証, 番号251)

ア 不開示情報の内容

文書1881(乙第82号証)は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する内部文書であり、日韓会談において懸案事項となっていた両国の基本関係、財産・請求権問題、船舶問題及び漁業問題の概要、交渉の記録並びに日本政府の対処方針等が記載されている。

文書1881のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

なお、平成20年5月9日付け「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(情報公開第01175号, 甲第94号証)において、不開示理由1による不開示部分とされている①「104~105頁目」は、平成22

年2月23日付け被告準備書面(5)2(54)(60ないし61ページ)において、「不開示理由2」に該当する情報として既に主張しており、また、②「127～128頁」については、文書1881は118頁しかなく、「127～128頁」はそもそも存在しないから、上記①及び②はいずれも誤記である。

① 32頁(−32−)右葉(60)25行目から26行目まで、33頁(−33−)左葉(61)24行目から25行目まで、右葉(62)17行目から19行目まで、20行目から21行目まで、25行目から26行目まで、28行目、34頁(−34−)左葉(63)2行目から4行目まで、28行目から30行目まで、右葉(64)6行目から7行目まで、39頁(−39−)左葉(73)5行目、15行目、22行目から23行目まで、24行目から25行目まで、右葉(74)11行目から12行目まで、14行目から15行目まで、16行目、40頁(−40−)左葉(75)3行目から4行目まで、8行目から9行目まで、13行目から14行目まで、16行目から17行目まで、33行目、右葉(76)16行目から20行目まで、21行目から末行まで、41頁(−41−)左葉(77)3行目から5行目まで、9行目から12行目まで、17行目から20行目まで、右葉(78)2行目から4行目まで、6行目から10行目まで、26行目から27行目まで、28行目、30行目から末行まで、42頁(−42−)左葉(79)1行目から10行目まで、17行目から22行目まで、右葉(80)22行目から23行目まで、43頁(−43−)左葉(81)21行目から22行目まで、24行目から25行目まで、29行目から31行目まで、右葉(82)1行目から2行目まで、54頁(−54−)左葉(103)31行目から末行まで、右葉(104)全体、55頁全部(−54−に「次頁不開示」と記載されている部分)

いずれも韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的

な対処方針が記載されている。

- ② 34頁(−34−)右葉(64)13行目から15行目まで, 35頁(−35−)右葉(66)18行目から20行目まで, 39頁(−39−)右葉(74)13行目, 43頁(−43−)左葉(81)11行目

韓国の対日請求権について日本政府部内において試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権に関する日本政府の具体的な対処方針及び日本政府部の試算額であり, その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(58) 日韓国交正常化交渉の記録 総説九(文書1882・乙第83号証, 番号252)

ア 不開示情報の内容

文書1882(乙第83号証)は, 外務省が作成した「IX 日韓会談予備交渉－請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する内部文書であり, 第6次日韓会談に至るまでの経緯並びに会談における懸案事項の概要及び対処方針等が記載されている。

文書1882のうち, 不開示理由1に基づく不開示部分は, 以下のとおりである。

- ① 9頁(−9−)1か所, 36頁(−36−)1か所, 60頁(−60−)3か所及び102頁(−102−)4か所

いずれも財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国に供与することを検討していた具体的な金額が記載されている。

- ② 31頁(−31−)下から2行目から32頁(−32−)3行目まで,

7行目から10行目まで、15行目から末行まで、33頁（－33－）7行目から9行目まで

いずれも財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に対する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1882の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における解決策として日本政府が韓国に供与するとして検討試算した具体的な金額及び対日請求権の特定項目に対する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(59) 日韓請求権処理の問題点（文書1885・乙第372号証，番号253）

ア 不開示情報の内容

文書1885（乙第372号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和38年1月17日付け「日韓請求処理の問題点（討議用資料）」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権と国内法との関係を勘案した上で韓国の対日請求権のうちの複数の特定項目に対する個別の対処方針を検討した内容が記載されている。

文書1885のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 5頁（－5－）7行目から末行まで及び6頁（－5－に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、国内法との関係を検討した日本政府の具体的な見解が記載されている。

- ② 8頁（－7－）13行目から末行まで及び9頁（－7－に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定上、明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記載されている。

- ③ 10頁（－8－）9行目から末行まで及び11頁（－8－に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「国内法上の措置により、これら請求権を消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記載されている。

- ④ 12頁（－9－）12行目から末行まで及び13頁（－9－に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定中に Guarantee 条項設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1885の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうち「我が国内法上の請求原因に基づく請求」の対処方針について日本政府部内で具体的に検討した内容であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

- (60) 対韓民間ベース経済協力方式（文書1892・乙第373号証，番号254）

ア 不開示情報の内容

文書1892（乙第373号証）は、外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和38年3月2日付け「対韓民間ベース経済協力方式に関する件」、

大蔵省為替局が作成した対韓国民間経済協力に関する内部資料等により構成されており、外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針案及びその方針に対する関係各省の意見及び提案が記載されている。

文書1892のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、7頁ないし11頁（-6-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）であるところ、外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針について、大蔵省内部で検討した内容、意見及び提案が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1892の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応策として検討されていた対韓経済協力の実施方針を大蔵省内部で検討した内容並びに意見及び提案であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(61) 雑資料（文書1905・乙第374号証，番号255）

ア 不開示情報の内容

文書1905（乙第374号証）は、外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和38年1月9日付け「日韓請求権問題のPRについて」、外務省経済局長室が作成した同年1月17日付け「沢木経協協課長訪韓報告」と各題する内部文書等により構成されており、財産・請求権問題の概要及び交渉過程並びに沢木経済協力局経済協力課長による訪韓の結果概要が記載されている。

文書1905のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁（-3-）1か所、4頁（-4-）1か所であり、いずれも、韓国の対日請求権に対する解決策として供与する金員について日本政府部内において試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1905の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に対する解決策として支払うことを予定して日本政府部内で検討した具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(62) 日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲(文書1907・乙第375号証, 番号256)

ア 不開示情報の内容

文書1907(乙375号証)は、外務省条約局法規課が作成した昭和39年4月7日付け「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲について」と題する内部文書であり、サンフランシスコ平和条約において規定される財産の範囲についての問題に関して日本政府部内で検討した内容及び対処方針が記載されている。

文書1907のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁(−1−)9行目から末行まで及び2頁ないし7頁(−1−に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)であり、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関して日本政府部内で検討した内容及び方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1907の不開示部分に記載された情報は、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関する日本政府の見解及び方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(63) 日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録(文書1914・乙第376号証, 番号257)

ア 不開示情報の内容

文書1914(乙第376号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成

した昭和39年1月10日付け「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」と題する内部文書であり、韓国の対日請求8項目について日本政府部内で検討した対処方針及び詳細な試算額が記載されている。

文書1914のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 3頁(−3−)2か所, 4頁(−4−)11か所, 5頁(−5−)1か所, 7頁(−7−)1か所

いずれも韓国の対日請求に対する日本政府の対処方針が記載されている。

- ② 13頁(−13−)1か所

朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

- ③ 18頁(−18−)左葉(26)左欄3行目から7行目まで, 18頁(−18−)右葉(27)下から3行目から2行目まで, 19頁(−19−)左葉(28)7行目から10行目まで, 21行目, 右葉(29)3行目から4行目まで, 6行目から11行目まで, 20頁(−20−)右葉(31)2行目から7行目まで, 21頁(−21−)左葉(32)22行目から25行目まで, 21頁(−21−)右葉(33)下から8行目から6行目まで, 4行目から3行目まで, 2行目から末行まで, 22頁(−22−)4行目から5行目まで, 26頁(−26−)1か所, 28頁(−28−)右葉(43)8行目から11行目まで, 16行目から20行目まで, 29頁(−29−)左葉(44)下から6行目から末行まで, 33頁(−33−)下から11行目から8行目まで, 34頁(−34−)左葉(48)下から6行目, 下から5行目及び4行目, 54頁(−54−)1か所, 56頁(−56−)左葉(90)2か所, 右葉(91)1行目から2行目まで, 下から2行目から末行まで, 57頁(−57−)左葉(92)下から6行目, 60頁

(-60-) 右葉(99) 22行目から24行目まで, 62頁(-62-) 左葉(102) 16行目から17行目まで, 71頁(-71-) 左葉(120) 下から10行目, 下から3行目から末行まで, 右葉(121) 1か所, 83頁(-83-) 3か所, 84頁(-84-) 左葉(138) 1か所, 98頁(-98-) 左葉(152) 3か所, 右葉(153) 14行目, 99頁(-99-) 左葉(154) 21行目, 27行目, 100頁(-100-) 1か所, 101頁(-101-) 3か所

いずれも韓国の対日請求8項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針が各記載されている。

- ② 15頁(-15-) 5か所, 16頁(-16-) 6か所, 18頁(-18-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 19頁(-19-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 20頁(-20-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 21頁(-21-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 23頁(-23-) 1か所, 24頁(-24-) 3か所, 25頁(-25-) 1か所, 27頁(-27-) 1か所, 28頁(-28-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 29頁(-29-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 31頁(-31-) 3か所, 32頁(-32-) 3か所, 33頁(-33-) 2か所, 34頁(-34-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 35頁(-35-) 2か所, 44頁(-44-) 7か所, 56頁(-56-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 57頁(-57-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 58頁(-58-) 1か所, 60頁(-60-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 61頁(-61-) 2か所, 62頁(-62-) 13か所, 63頁(-63-) 10か所, 64頁(-64-) 5か所, 65頁(-65-) 5か所, 67頁(-67-) 3か所, 68頁(-68-) 15か所, 69頁(-69-) 21か所, 70頁(-70-) 13か所, 71頁(-71-) 中の上記①の部分以外の不開示箇所, 72

頁（－72－）7か所，73頁（－73－）10か所，76頁（－76－）3か所，77頁（－77－）7か所，78頁（－78－）20か所，79頁（－79－）6か所，82頁（－82－）2か所，84頁（－84－）中の上記①の部分以外の不開示箇所，85頁（－85－）2か所，86頁（－86－）1か所，88頁（－88－）2か所，89頁（－89－）1か所，90頁（－90－）3か所，91頁（－91－）1か所，94頁（－94－）1か所，95頁（－95－）5か所，97頁（－97－）1か所，98頁（－98－）中の上記①の部分以外の不開示箇所，99頁（－99－）中の上記①の部分以外の不開示箇所及び102頁（－102－）5か所

いずれも韓国の対日請求8項目それぞれに関して日本政府部内で検討及び試算した詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法が各記載されている。

イ 不開示理由

文書1914の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求8項目についての日本政府の対処方針並びに日本政府部内で試算された詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法であり，その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(64) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証，番号258）

ア 不開示情報の内容

文書1915（乙第84号証）は，外務省が作成した「Ⅲ 第2，3次日韓会談」と題する内部文書であり，第2次並びに第3次日韓会談が行われた経緯及び上記各会談において問題となった漁業問題及び財産・請求権問題等について日本政府部内で検討した具体的な内容並びに対処方針が記載されて

いる。

文書1915のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 113頁（-113-）5行目から6行目まで

財産・請求権問題において韓国側が日本政府に支払を要求すると予想された金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。

② 114頁（-114-）4行目

財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国側に支払う船舶関係費用として検討した具体的な試算額が記載されている。

③ 114頁（-114-）5行目から7行目まで

財産・請求権問題の解決策として日本政府が検討した具体的な対処方針が記載されている。

④ 123頁（-123-）8行目から124頁（-124-）3行目まで

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目について、日韓国交処理方針として日本政府部内で検討した具体的な解決策が記載されている。

⑤ 128頁（-128-）1か所、155頁（-155-）1か所

漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検討した具体的な金額が記載されている。

⑥ 130頁（-130-）5行目から8行目まで

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について、日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記載されている。

⑦ 173頁（-173-）3か所

昭和28年10月15日付け「請求部会第二回」と題する文書にあり、日韓両国代表者によって開催された会議において、財産・請求権問題の解

決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について、韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1915の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題及び漁業問題について日本政府部内で検討した具体的な対処方針及び試算額であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

(65) 日韓国交正常化交渉の記録 総説四（文書1916・乙第377号証，番号259）

ア 不開示情報の内容

文書1916（乙第377号証）は、外務省が作成した「IV日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」と題する内部文書であり、第3次日韓会談後の会談中断期間中における日韓両国の情勢、会談再開に向けて日韓間で交渉した経緯及び上記中断期に日韓両国において採られた措置の概要が記載されている。

文書1916のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①42頁（-42-）6行目から8行目まで、②49頁（-49-）6行目から7行目まで、③70頁（-70-）10行目から11行目までであり、いずれも、韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1916の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1684で述べた不開示理由と同様である。

以上